

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第111号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「第38条第3項」を「第38条第4項」に改め、同条第5項中「出納事務」を「収納事務」に改め、「第21条第2項」を「第21条第2項第2号ア」に改め、「第4条第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「センター出納員」の右に「及び上下水道局総務部経理課長の職にある出納員」を加え、同項第3号中「取り扱う時間」の右に「(第21条第2項第1号に規定する時間をいう。)」を加え、同条第4項中「芸術大学事務局総務課長」を「芸術大学事務局整備改革推進室副室長」に改め、同条に次の1項を加える。

6 会計管理者は、上下水道局総務部経理課長の職にある出納員に、地方公営企業法第27条ただし書の規定により上下水道局長の指定する金融機関が取り扱う口座に払い込まれた京都市特定環境保全公共下水道条例に規定する使用料の収納に関する事務を委任する。

第5条第1項第3号中「区会計管理者の勤務時間」を「指定金融機関派出員が収納事務を取り扱う時間」に改める。

第21条第2項中「午前9時から午後4時まで」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市役所 午前9時から午後4時まで
- (2) 区役所及び区役所支所 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に掲げる時間
 - ア 収納事務 午前8時30分から午後5時まで
 - イ 収納事務以外の出納事務 午前9時から午後4時まで

第37条に次の1号を加える。

- (9) 京都市学校歴史博物館条例に規定する観覧料を領収する場合

第38条第4項を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、上下水道局総務部経理課長の職にある出納員は、第4条第

6項に規定する使用料が同項に規定する口座に払い込まれたときは、払込書により速やかに収納機関（特徴金融機関を除く。）に払い込まなければならない。

第39条第3項前段中「又は区会計管理者」を削り、同項後段中「、収納金払込書」を削る。

第43条の2第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(15) 京都市美術館条例に規定する観覧料を領収する場合

(16) 京都市駐車場条例に規定する前払式駐車券に係る駐車料金を領収する場合

第57条第2号中「及び学校」を「、学校及び京都市野外活動施設花背山の家」に改める。

第62条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「京都市野外教育センター奥志摩みさきの家」を「京都市野外活動施設花背山の家」に改める。

第103条第1項中「40日」を「25日」に改める。

第112条中「(第75号様式)」を削る。

別表第1償還金、利子及び割引料の項中「還付金又は還付加算金に限る」を「京都市公債の元利償還金及び一時借入金の利子を除く」に改める。

別表第2 1中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 芸術大学事務局整備改革推進室副室長

別表第2 1第14号を次のように改める。

(14) 芸術大学事務局教務学生支援室事業推進課長

別表第2 1中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 文化市民局市民生活部くらし安全推進課長

別表第2 1中第70号を第72号とし、第62号から第69号までを2号ずつ繰り下げ、第61号を第62号とし、同号の次に次の1号を加える。

(63) 上下水道局総務部経理課長

別表第2 1中第60号を第61号とし、第49号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、第48号の次に次の1号を加える。

(49) 都市計画局住宅室住宅管理課長

別表第2 1に次の5号を加える。

- (73) 教育相談総合センターカウンセリングセンター長
- (74) 子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長
- (75) 子育て支援総合センターこどもみらい館事業課長
- (76) 学校歴史博物館事業課長
- (77) 野外活動施設花背山の家事業課長

別表第4中「第2号 芸術大学事務局総務課長」を「第2号 芸術大学事務局整備改革推進室副室長」に、「第8号 削除」を「第8号 文化市民局市民生活部くらし安全推進課長」に、「第26号 芸術大学事務局企画広報課長」を「第26号 芸術大学事務局教務学生支援室事業推進課長」に、「第53号 若杉学園長」を「第53号 都市計画局住宅室住宅管理課長」に、「第65号 削除」を「第65号 教育相談総合センターカウンセリングセンター長」に、「第67号 行財政局税務部法人税務課長」を「第67号 子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長」に、「第68号 削除」を「第68号 子育て支援総合センターこどもみらい館事業課長」に、「第123号 削除」を「第123号 学校歴史博物館事業課長」に、「第127号 削除」を「第127号 野外活動施設花背山の家事業課長」に改める。

第63号様式中「第111条関係」を「第111条及び第112条関係」に改める。

第84号様式を次のように改める。

第84号様式 (第115条関係)

資金前渡出納簿

資金前渡職員

資金前渡、 支払又は 戻入の日	摘要	資金前 渡額	支払額	戻入額	差引保 管額	精算日	備考
		円	円	円	円		

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(会計室)